

世羅町LINE運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、世羅町（以下「町」という。）が運用するLINE公式アカウント（以下「公式アカウント」という。）に関して必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この要領は、世羅町ソーシャルメディア利用方針に基づき、公式アカウントを利用して情報発信する際に適用する。

(アカウント名等)

第3条 公式アカウントのアカウント名等は次のとおりとする。

- (1) アカウント名 世羅町
- (2) URL `https://lin.ee/0J9CK0M`
- (3) アカウントID `@seratown`

(運用方法)

第4条 原則として「世羅町の休日を定める条例第1条第1項」に掲げる日を除く午前8時30分から午後5時15分までに投稿する。

- 2 公式アカウントによる情報発信その他運用の総括的な管理については、企画課が行うものとする。
- 3 公式アカウントを利用した情報発信については各担当課が原稿を作成し、所属長の決裁後に企画課に提出する。原稿については次に掲げるとおりとする。
 - (1) 原則全角で時間は24時間表記とする。
 - (2) 原稿については原則100文字以内に収めることとする。
 - (3) 写真等については肖像権、著作権等を確認する。
- 4 公式アカウントを利用し情報発信を必要とする課からの依頼を受けた場合、企画課が更新業務を行うものとする。

(情報発信)

第5条 町が公式アカウントにより情報発信する内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 町が主催又は後援するイベント・観光情報
- (2) 各種申請手続情報
- (3) 防災・緊急情報

2 投稿回数は、原則として週に1件程度までにとどめ、頻繁なポップアップ通知など利用者への過度な負担にならないよう配慮する。

(コメント等への回答)

第6条 町は、公式アカウントの利用者から投稿されたコメント等に対し、原則として個別の回答を行わないものとする。

(禁止行為)

第7条 利用者が公式アカウントへのコメントを投稿するにあたり、次の事項に該当する行為を禁止するものとし、町は投稿されたコメントが禁止行為に該当すると判断した場合には、事前に通告することなくコメントの削除、利用制限等を行うことができるものとする。

- (1) 特定の個人、企業、地域をひぼう中傷するもの
- (2) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいするもの
- (3) 町又は第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるもの
- (4) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的としたもの
- (5) 他の利用者又は第三者等に成りすますもの
- (6) 法令や公序良俗に反するもの
- (7) その他町が不適切と判断したもの

(個人情報)

第8条 町は、個人情報（世羅町個人情報保護条例（平成16年10月1日条例第10号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）について、条例の規定に基づき、適切に管理する。

2 町は、当事者の意思によるものを除くほか、公式アカウントを通じて個人情報を収集しないものとする。

(免責事項)

第9条 町は、発信、掲載する内容の正確性については、万全を期すが情報の正確性、完全性、有能性などについては保証しない。

2 町は、公式アカウントを通じて発信、掲載した内容を利用又は信用したことによりユーザー又は第三者が被った損害についていかなる場合でも一切の責任を負わない。

3 町は、ユーザー間若しくは第三者とのトラブルにより、ユーザー又は第三者に生

じたいかなる損害についても一切の責任を負わない。

4 前3項のほか、町は公式アカウントに関連する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

5 町は、予告なく利用方針の変更や利用方針の見直し又は利用を中止する場合がある。

(著作権等の帰属)

第10条 公式アカウントの発信、掲載した内容の著作権等の知的財産権は、世羅町又は町以外の原権利者に帰属する。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製、転用することはできない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は令和3年7月1日から施行する。